八　指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

16～22　［略］

23　法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

十一　小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十二　小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十三～十七　［略］

十八　指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

24～54　［略］

55　法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　農地法第七条第三項ただし書の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　［略］

三　［略］

56～59　［略］

60　法別表第四の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

16～20　［同上］

21　［一～十　同上］

［新設］

十一～十五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

22～52　［同上］

53　［同上］

［新設］

一　［同上］

二　［同上］

54～57　［同上］

［新設］